

有田川町

第 3 期 障 害 福 祉 計 画

概 要 版



有 田 川 町

計画策定にあたって

計画策定の趣旨

有田川町では、平成 17 年度に障害者自立支援法に基づく「有田川町障害福祉計画」（平成 18 年度～20 年度）を策定し、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成 20 年度には、「第 2 期有田川町障害福祉計画」（平成 21 年度～23 年度）を策定しました。

現在、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向け、国の法律や制度が大きく変わり、障害を持つ人の環境は大きな転換期を迎えつつあります。本町では、このたび平成 23 年度をもって第 2 期計画の期間が終了することから、国・県の動向や、本町におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用の状況等を踏まえ、障害福祉施策の充実に向け、平成 26 年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量などを定めた「有田川町第 3 期障害福祉計画」を策定しました。



計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定したものであり、また、計画の最終年度である平成 26 年度までの 3 年間の目標及び障害福祉サービス等の具体的なサービス量について定めたものです。

また、計画の内容については国の「障害者基本計画」及び県の「第 3 次和歌山県障害者計画（紀の国障害者プラン 2004 改正）」等の関連計画を踏まえたものとし、「有田川町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」等の各種計画との整合性を持つものとしします。

計画の期間

本計画の期間は、平成 21 年度から平成 23 年度までの第 2 期計画を踏まえ、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で第 3 期と定めます。

なお、計画期間中における関連制度、法令等の改正や社会情勢の変化への対応等により、必要に応じて随時見直しを行います。

平成 21 年度 ~ 平成 23 年度	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	平成 27 年度 ~
(第 2 期)	障害福祉計画 (第 3 期)	(第 4 期)
見直し	見直し	

計画の視点

1. 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図るための、障害福祉サービスの提供体制を整備していきます。



2. 入所等から地域生活への移行の推進

グループホーム等の居住の場の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、地域生活への移行の推進に努めます。



3. 福祉的就労から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉的就労から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大していきます。

4. 相談支援体制の充実

個々に応じた適切な支援・サービス提供等へつなぐ包括的な相談支援体制を強化するとともに、長期的に相談支援専門員の質・量の確保に向けた取り組みを進めます



5. 障害のある子どもへのサービスの充実

切れ目のない支援を行うこと及び自立支援協議会において一体的な協議を行っていくとともに、当該サービスを所管する児童福祉部局と障害福祉サービスを所管する障害福祉部局との密接な連携により、サービスの充実を図ります

計画の理念

地域 生き生き、豊かな安心のまち ありがとう

本計画は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、有田川町にお住まいの障害のある人が、可能な限り自立して快適に暮らせるような取り組みを行うことを目指すものとなります。また、行政による福祉サービスの提供とともに、地域でできることはお互いに助け合いながら自分たちで行う、「共助」の発想による地域福祉の充実が求められます。

障害の有無にかかわらず、だれもが地域から必要な支援を受けながら、地域との関わりのなかで、豊かに、安心して暮らすことのできる、やすらぎのまちづくりを目指します。

自立支援給付・地域生活支援事業の提供基盤の整備

有田川町では、平成 26 年度まで、以下の障害福祉サービス及び地域生活支援事業をサービス提供事業所等と連携し、提供していきます。

障害福祉サービス

【実施サービス】

訪問系サービス及び短期入所

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 同行援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）

居住系サービス及び相談支援

- 共同生活援助（グループホーム）
- 共同生活介護（ケアホーム）
- 施設入所支援
- 相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

日中活動系サービス

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練／生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型（雇用型）
- 就労継続支援B型（非雇用型）
- 療養介護



【サービス見込み量】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問系 および 短期入所	居宅介護	600 時間	700 時間	800 時間
	重度訪問介護			
	行動援護			
	同行援護			
	重度障害者等包括支援			
	短期入所	150 人日	160 人日	170 人日
日中 活動系	生活介護	720 人日	900 人日	1,080 人日
	自立訓練(機能訓練)	0 人日	21 人日	21 人日
	自立訓練(生活訓練)	17 人日	17 人日	17 人日
	就労移行支援	90 人日	120 人日	120 人日
	就労継続支援A型	450 人日	450 人日	450 人日
	就労継続支援B型	360 人日	450 人日	450 人日
	療養介護	7 人	7 人	7 人
居住系	共同生活援助(GH)	27 人	28 人	30 人
	共同生活介護(CH)			
	施設入所支援	20 人	20 人	20 人
相談支援	計画相談支援	80 人	120 人	180 人
	地域移行支援	2 人	2 人	2 人
	地域定着支援	1 人	1 人	1 人

※ 見込み量については1か月当たりとなっています。



地域生活支援事業

【実施サービス】

必須事業

- 相談支援事業
- コミュニケーション支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業

任意事業

- 日中一時支援事業
- 更生訓練費給付事業
- 知的障害者職親委託制度事業
- 身体障害者自動車改造助成金交付事業
- 身体障害者自動車操作訓練事業

【サービス見込み量】

■ 必須事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援 事業	相談支援事業			
	障害者相談支援事業	2 箇所	2 箇所	3 箇所
	地域自立支援協議会	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		3 件	3 件	4 件
コミュニケーション 支援事業	手話通訳者等派遣事業	10 件	10 件	10 件
	要約筆記者等派遣事業	3 件	3 件	3 件
日常生活 用具給付等 事業	介護訓練支援用具	4 件	5 件	6 件
	自立生活支援用具	5 件	6 件	7 件
	在宅療養等支援用具	10 件	10 件	10 件
	情報・意思疎通支援用具	5 件	5 件	5 件
	排泄管理支援用具	300 件	350 件	400 件
	住宅改修費	6 件	6 件	6 件
移動支援事業		10 人 600 時間	11 人 700 時間	13 人 800 時間
地域活動支援センター基礎的事業		1 箇所 10 人	1 箇所 10 人	1 箇所 10 人

見込み量については年度当たりとなっています。

■ 任意事業

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業(A型及びB型)	90 回	100 回	110 回
	9 人	10 人	11 人
更生訓練費給付事業	13 回	14 回	15 回
知的障害者職親委託制度事業	1 人	1 人	2 人
身体障害者自動車改造助成金交付事業	2 回	3 回	3 回
身体障害者自動車操作訓練事業	1 回	2 回	2 回

※ 見込み量については年度当たりとなっています。

● 障害のある児童への支援体制の強化

【実施サービス】

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 障害児相談支援

【サービス見込み量】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	299 人日	367 人日	380 人日
放課後等デイサービス	300 人日	400 人日	500 人日
保育所等訪問支援	0 回	6 回	9 回
障害児相談支援	2 人	3 人	5 人

※ 見込み量については1か月当たりとなっています。



● 計画の推進体制

国・県及び近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国及び和歌山県の動向を踏まえた適切な施策展開を図り、福祉サービスの基盤整備、相談支援等、広域的な対応が望まれる施策にあたっては、有田圏域を基本とした、近隣市町との広域的な連携・協力のもと実施していきます。

共助による地域支援の推進

障害のある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、ボランティア団体等による支援や協力が重要です。そのため、障害のある人一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供を行うため、ボランティア団体の育成に努めながら、行政・当事者団体・ボランティア団体等の関係機関がそれぞれの役割を担うとともに、相互連携のもと施策を推進していきます。

特に、地域や関係機関との連携により、災害時における要援護者の避難誘導や日ごろからの見守り活動など、防災計画等の関連計画との整合性を図りつつ推進します

関係機関における連携

障害のある人への施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等様々な分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係部局との連携を強化し、一人ひとりの障害の特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

計画の評価・検討

計画の各段階において、施策の進捗状況を確認し、指針に基づいた施策となるように、協議会等の各種検討機関において、実効性の確認及び評価・検討を行います。

有田川町第3期障害福祉計画

【概要版】

平成24年3月

発行・編集：有田川町役場 やすらぎ福祉課

〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町大字中井原136番地2

TEL. 0737-52-2111 (代) FAX. 0737-32-3575